

## BizConecta サービス利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (規約の適用)

エヌ・ティ・ティ・メディアサブライ株式会社（以下、「当社」という。）は、BizConecta 利用規約及び BizConecta 重要事項説明書（以下、「本規約」という。）に基づき ISP サービス（以下、「本サービス」という。）を提供するものとする。

#### 第2条 (用語の定義)

本契約において使用する用語はそれぞれ次の意味で使用するものとする。

用語	用語の意味
契約者	当社が本サービスを提供するにあたり、当社と契約を締結する方
利用者	契約者、及び契約者から本サービスの利用を認められた方
申込者	本サービスの利用を希望し、申し込みを希望する方
本サービス用設備	本サービスの提供にあたって当社が設置する電気通信設備、及びその他の機器、ソフトウェア等
契約者設備	本サービスの利用にあたって、契約者が設置するインターネット回線、配線、電源設備等
利用者設備	利用者が設置する配線、端末等
本サイト	当社が運営するサービス紹介サイト ( <a href="https://www.bizconecta.net/">https://www.bizconecta.net/</a> )
サービス開始日	本契約の締結により、契約者に対して本サービスの提供を開始する日
サービス解約日	本契約の解約により、契約者に対する本サービスの提供を廃止する日
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法律の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

#### 第3条 (目的)

本規約は、当社が本サービスを円滑に提供することを目的として、契約者、当社間の合意事項を規定するものとする。

#### 第4条 (特約事項)

本規約において、契約者、当社間に特約事項のある場合には、別記-1 に定めるものとする。

#### 第5条 (本規約の変更)

当社は以下の場合に、本規約及びその他規約を変更（本サービスの全部、または一部の廃止、中断を含

む。以下同じ。) することができるものとする。本規約が変更された後の本サービスの利用条件は、変更後の本規約に従うものとする。

- (1) 利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
  - (2) 契約者の不利益となる場合であって、経済情勢の変動、雇用環境の変化、為替の変動、電気料金、通信料金、サーバの管理費用、その他本サービスの提供に通常必要となる諸費用の額の変動、本サービスに関する法規制や行政指導等の改正や変更、本サービスに代わるサービス提供（当社による場合に限らない。）の有無、天変地異、紛争並びに感染症の流行、またはそれに伴う政府の要請に基づく事業内容等の急変等の不可抗力、労働争議の発生、その他本サービスに関する一切の事情に鑑み、本サービスの安定かつ継続的な提供という本規約に基づく取引の目的を達することが困難と判断されるとき
2. 当社は前項による本規約、及びその他規約の変更にあたり、変更後の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約、及びその他規約を変更する旨、及び変更後の内容とその効力発生日を第7条（通知）に定める方法により契約者に周知及び通知する。
  3. 契約者は、第1項に基づく変更に同意しない場合、当該変更の効力発生日までに本サービスを解約し、利用を中止しなければならないものとする。なお、本項に基づく解約に際しては、第13条（契約者からの解約）で定める当社への事前通知は不要とする。
  4. 前項に基づき本サービスを解約する場合は、残余の契約期間に対する月額利用料に相当する金額（消費税を含む。）を一括して支払うものとし、その余の違約金等は一切発生しないものとする。
  5. 契約者は、変更後の本規約、及びその他規約の効力発生日以降、本サービスを利用した時点で、変更後の本規約、及びその他規約に異議なく同意したものとみなす。

#### 第6条 （サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的または永続的に廃止することがあるものとする。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3ヶ月前までに第7条（通知）に定める方法より周知及び通知するものとする

#### 第7条 （通知）

当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、もしくは書面の送付、または本サイト内に掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとする。当該通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとする。

#### 第8条 （権利の譲渡）

当社が別途許可している場合を除き、契約者が本規約に基づいて提供される本サービスにかかる権利を第三者に譲渡できないものとする。なお、契約者が本条に反して本サービスにかかる権利を第三者に譲渡した場合には、当社は本サービスにかかる契約者との契約の一切を解除することができるものとする。

## 第2章 サービス・利用契約

### 第9条 (サービス内容)

1. 本サービスは、インターネットマルチフィード社の transix サービス（「transix」はインターネットマルチフィード社の登録商標です。）に基づき提供しており、その品質を保証しないベスト・エフォート型サービスとするものとする。
2. 当社は、前項のサービスを利用している場合でかつ、契約者より申込みがあった場合は、料金表オプションサービスに定めるオプションサービスを提供するものとする。
3. 本サービスの契約がない場合は、オプションサービス単体での提供はしないものとする。

### 第10条 (申込方法)

- 申込者は、本規約の内容を承諾のうえ、当社が定める方法により、本サービスを利用するための申込を行うものとする。
2. 当社は、本サービスを利用するための申込があった場合には、申込者が本規約に同意したものとみなすものとする。

### 第11条 (利用契約の成立)

当社が、本サービスの提供に関する申込を承諾した場合、当社からの「開通案内」の発送をもって、サービス利用契約（以下、「本契約」という。）が成立するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、当社が次号に掲げる事由のいずれかに該当すると判断する場合には、本サービスの提供に関する申込を承諾しない、または留保することがあるものとする。
  - (1) 本規約に違反して本サービスを利用することが予想されるとき
  - (2) 当社に対して負担する債務の履行に対して、現に遅滞が生じているとき、または過去に地帯が生じたことがあるとき
  - (3) 本サービスの申込に際して、虚偽の記載、または記載漏れがあるとき
  - (4) 申込の際に未成年、または成年被後見人、被保佐人、補助人であって、自らの行為によって確定的に本契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人、その他の同意権者の同意、または追認がないとき
  - (5) 第 40 条（反社会的勢力の排除）に定める反社会的勢力に該当するとき、またはそのおそれがあるとき
  - (6) 前各号に定める場合の他、当社が業務を行ううえで支障があるとき、または支障が生じるおそれがあるとき
3. 前号の定めるところに従って、当社が本契約の申込を承諾せず、または承諾を留保する場合には、その旨を申込者に通知する。当社は本契約の申込を承諾しなかったこと、または承諾を留保したことによる責任を負わないものとする。

### 第12条 (申込内容の変更)

契約者が申込内容の変更を行う場合は、当社所定の手続きに従って、本サービスの変更申込を行うものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、当社が次号に掲げる事由のいずれかに該当すると判断する場合には、本サービスの提供に関する変更申込を承諾しない、または留保することがあるものとする。

- (1) 本規約に違反して本サービスを利用することが予想されるとき
- (2) 当社に対して負担する債務の履行に対して、現に遅滞が生じているとき、または過去に地帯が生じたことがあるとき
- (3) 本サービスの申込に際して、虚偽の記載、または記載漏れがあるとき
- (4) 申込の際に未成年、または成年被後見人、被保佐人、補助人であって、自らの行為によって確定的に本契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人、その他の同意権者の同意、または追認がないとき
- (5) 第 40 条（反社会的勢力の排除）に定める反社会的勢力に該当するとき、またはそのおそれがあるとき
- (6) 前各号に定める場合の他、当社が業務を行ううえで支障があるとき、または支障が生じるおそれがあるとき

3. 前号の定めるところに従って、当社が本契約の申込を承諾せず、または承諾を留保する場合には、その旨を申込者に通知するものとする。当社は本契約の申込を承諾しなかったこと、または承諾を留保したことによる責任を負わないものとする。

#### 第13条（契約者からの解約）

本サービスの解約を希望する契約者は、当社の指定する方法で、解約を希望する日の 1 ヶ月前までに、事前に当社に対して解約の申込を通知することにより、本契約を解約できるものとする。

2. 契約者が、前項の通知を怠った場合、契約者は当社に対して本契約終了の旨を主張することはできないものとする。

#### 第14条（当社からの解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとする。この場合、解除に伴って、契約者は当社に対して、何らかの請求権を取得しないものとする。

- (1) 契約者との信頼関係が毀損され、当該契約者に対しては本サービスの適正な提供が確保できないと当社が判断したとき
- (2) 前号の他、契約者が本契約に違反した場合、または違反するおそれがあるとき
- (3) 契約者が重要な財産に対する差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われたとき
- (4) 契約者が解散若しくは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされたとき
- (5) 契約者が自ら振り出し、もしくは引き受けた手形、または小切手が不渡りになる等支払停止状態

に至ったとき

- (6) 契約者が監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき

#### 第15条（解約時の措置）

前二条の場合、解約または解除によって、利用者に生じる不利益については、当社は一切の責任を負わないものとする。

### 第3章 料金

#### 第16条（料金の支払い義務）

当社が提供する本サービスの料金は、初期費用、及び月額利用料、これにかかる消費税相当額等、別途当社が定める料金表によるものとし、契約者は本条の料金について支払う義務を負うものとする。

2. 料金は、本サービスのサービス開始日を含む月の翌月から発生するものとする。
3. 本条前項において、第 22 条（利用者への本サービスの利用の制限・停止）、及び第 23 条（契約者への本サービスの提供の制限・停止）の規定により、本サービスの提供が制限・停止された場合、当該制限・停止の期間は本サービスにかかる月額利用料を算出するうえで、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとする。
4. 本サービスのサービス解約日が月の途中であっても、1 ヶ月分の月額利用料が発生し、日割り計算は行わないものとする。

#### 第17条（料金の計算方法）

料金の計算方法は、別途当社が定める料金表に定めるところによるものとする。

2. 当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとする。

#### 第18条（料金の請求）

当社は、本契約にかかる初期費用、及び月額利用料、これにかかる消費税相当額等、別途当社が定める料金表に定める料金を、以下の通り請求するものとする。なお、請求後に解約予定日がある場合、契約者は料金の支払いを要するものとし、当社からの返納はできないものとする。

2. 当社は、初期費用については、契約者、または契約者の指定する請求先に対し、サービス開始日を含む月の翌月の月初に、月額利用料と合わせて請求するものとする。
3. 当社は、月額利用料については、契約者、または契約者の指定する請求先に対し、サービス開始日を含む月の翌月から、毎月月初に請求するものとする。

#### 第19条（料金の支払い方法）

契約者は前条 2 項から 3 項の当社からの請求に対し、当社の指定する方法により、当社が定める支払期日までに支払うものとする。

2. 前項の支払いに必要な手数料、その他費用は、契約者の負担とするものとする。

#### 第20条（遅延利息）

契約者が、本契約にかかる料金その他の債務を当社が定める支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、当社は、当社が定める支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.5%の利率（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合とする。）で計算した金額を延滞利息として、本契約にかかる料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で、指定した期日までに申し受ける場合があるものとする。なお、遅延金額を計算した結果、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2. 前項の支払いに必要な手数料、その他費用は、契約者の負担とするものとする。

#### 第21条（期限の利益喪失）

以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、契約者は、本規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとする。

- (1) 契約者が、その負担すべき債務の全部または一部について、不完全履行もしくは履行遅滞に陥ったとき
  - (2) 契約者について、破産、会社更生手続開始または民事再生手続開始、その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあったとき
  - (3) 契約者に係る手形、または小切手が不渡りとなったとき
  - (4) 契約者の資産について、法令に基づく強制換価手続の申し立てがあったとき、または仮差押え、仮処分もしくは税等の滞納処分があったとき
  - (5) 契約者の所在が不明であるとき
  - (6) 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき
2. 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに当社に通知するものとする。
3. 契約者は、本条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当した場合は、当社は本規約に基づく料金その他の債務の全てについて請求することがあることを、あらかじめ同意するものとする。

### 第4章 本サービスの利用制限、停止

#### 第22条（利用者への本サービスの利用の制限・停止）

当社は、利用者による本サービスの利用が、本規約第 34 条（禁止事項）に定める禁止事項の各号に該当する場合、または当該利用者に対して、他社から当社にクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認

めた場合、その他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、利用者に対し、次の措置のいずれか、またはこれらを組み合わせた措置を講ずることができるものとする。

- (1) 本規約の禁止事項に該当する行為の中止要求
  - (2) 利用者、及び他者との間のクレーム等解消のための協議開始要求
  - (3) 利用者が表示した情報の削除要求
  - (4) 事前に通知することなく、利用者が発信、または表示する情報の全部、もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置く措置
  - (5) 契約者に対する本サービスの提供停止措置
2. 前項の措置は、本規約第 33 条（自己責任の原則）に定める自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、適用に際しては、自己責任の原則が適用されるものとする。
3. 当社は、天災事変その他の非常事態による本サービスの利用の制限、停止を行うことができるものとする。

#### 第23条（契約者への本サービスの提供の制限・停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を制限・停止することができるものとする。

- (1) 契約者が、支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わないとき
  - (2) 利用者の、本サービスの利用が前条に該当し、かつ当社が、本サービスの正常性が確保できないと判断する場合において、当社が契約者に対して書面にて期間を定めた改善を要求した結果、期間内に改善が行われなかったとき
  - (3) 前各号の他、契約者が本規約に違反したとき
2. 当社は、前項により本サービスの利用を制限・停止するときは、あらかじめ制限・停止の理由を契約者に通知するものとする。ただし、緊急ややむを得ない場合はこの限りではないものとする。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により、契約者、及び利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

#### 第24条（本サービスの提供の一時停止）

当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると判断した場合は、本サービスを一時的に停止することができるものとする。

- (1) 本サービス用設備の点検または保守作業を行うとき
- (2) 機能追加・改善に伴うシステム改修を行うとき
- (3) コンピュータ、システム等の提供が事故等により停止したとき
- (4) 不可抗力により本サービスの運営が困難になったとき
- (5) 著しい負荷、または障害が与えられることによって、本サービスの正常な運営が困難であるとき
- (6) データの改ざん、ハッキング等、本サービスを提供することにより契約者、第三者等が著しい損害を受ける可能性を認知したとき

- (7) 前各号に掲げるほか、当社が本サービスの提供を停止する必要がある判断したとき
2. 当社は、前項により本サービスの利用を一時停止するときは、本サイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法で通知するものとする。ただし、緊急ややむを得ない場合はこの限りではないものとする。
  3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により、契約者、及び利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

#### 第25条（本サービスの提供の中止）

当社は、天災事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、事業法第 8 条に定める重要通信を確保するために、契約者に事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの全部、または一部を中止する措置をとることができるものとする。

### 第5章 損害賠償

#### 第26条（損害賠償の制限）

当社の責に帰すべき事由により、契約者、または利用者が本サービスを全く利用できない状態（以下、「利用不能」という。）に陥った場合、当社が当該利用不能を知った時刻から起算して72時間以上その状態が継続した場合に限り、月額利用料を30で除した数（小数点以下の端数切り捨て）に利用不能の日数を乗じた額を限度として、契約者に現実発生した損害の賠償請求に応じるものとする。ただし、天災事変等、当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず、特別な事情から生じた損害、及び逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとする。

2. 契約者設備、または利用者設備の故障等により、本サービス、及び本サービスのオプションサービスを利用できない状態となった場合、契約者は、当社に異議を申し立てることはできず、当社は賠償責任を負わないものとする。
3. 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して、利用者が本サービスを利用することが不可能となった場合、当社は損害賠償請求には応じないものとする。
4. 利用者の行為により、当社が第三者から損害賠償等の請求をされた場合には、契約者の費用（弁護士費用を含む。）と責任で、これを解決するものとする。また、当社が、当該第三者に対して損害賠償金を支払った場合、契約者は、当社に対して当該損害賠償金を含む一切の費用（弁護士費用及び逸失利益を含む。）を支払うものとする。
5. 利用者が、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、契約者の費用と責任において、当社に対して損害を賠償（訴訟費用及び弁護士費用を含む）するものとする。

#### 第27条（免責事項）

当社は、契約者、及び利用者、第三者が本サービスの利用に関して被ったいかなる損害、及び不利益について、債務不履行責任、及び不法行為責任、その他の法律上の責任、理由の如何を問わず、一切の賠償、及び責任を負わないものとする。

2. 当社は、本サービス設備を利用して、当社以外が提供する本サービス以外の他のサービス（以下、「他サービス」という。）に関して、契約者、及び利用者、他サービスの提供事業者、第三者に生じたいかなる損害、及び不利益について、理由の如何を問わず、一切の賠償、及び責任を負わないものとする。
3. 当社は、本サービスの内容、及びサービスを通じた利用、本サービスを通じて得る情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、違法性等のいかなる保証も行わないものとする。
4. 当社は、本サービスの提供、もしくは遅滞、変更、中断、中止、停止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出、もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した契約者、及び利用者、第三者のいかなる損害、及び不利益について、別途定めがある場合を除き、一切の賠償、及び責任を負わないものとする。

## 第6章 当社の義務等

### 第28条（当社の維持責任）

当社は、本サービス用設備が本サービスを円滑に提供できるよう、善良なる管理者の注意をもって維持するものとする。

### 第29条（本サービス用設備の故障等）

当社は、当社の設置した本サービス用設備に故障が生じたことを知ったときは、速やかに本サービス用設備を修理または復旧するものとする。

## 第7章 契約者の義務等

### 第30条（善管注意義務）

契約者は、本サービス用設備について、善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

### 第31条（契約者設備の維持、管理）

契約者は、自己の責任により、本サービスの提供を受けるために必要な契約者設備を設置、及び維持し、本サービスを利用可能な状態におくものとする。

2. 契約者が、前項に定める契約者設備の設置、及び維持を行わない場合、当社は、本サービスの提供の義務を負わないものとする。

### 第32条（お客様 ID、およびパスワード）

当社は、申し込みに対する承諾を行った契約者に対し、本サービスの利用に必要なお客様 ID、及びパスワードを付与する場合があるものとする。

2. 契約者は、お客様 ID を第三者に貸与、または第三者と共有しないものとする。
3. 契約者は、お客様 ID に対応するパスワードを第三者に開示しないととも第三者に漏洩することのな

いように管理するものとする。

4. 契約者は、契約者のお客様 ID、及びパスワードにより、本サービスが利用された場合、契約者自身の利用と見なされることに同意するものとする。ただし、当社の故意、または過失により、お客様 ID、またはパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではないものとする。

#### 第33条（自己責任の原則）

契約者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（契約者による利用、または行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。）と結果について、一切の責任を負うものとする。

2. 契約者は、本サービスの利用に伴い、第三者（国内外を問いません。以下、同じとします。）に対して損害を与えた場合、第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。

#### 第34条（禁止事項）

当社は、利用者に対し、本サービスの利用に際し、次に掲げる行為を禁止するものとする。当社において、利用者が禁止事項に違反したと認めた場合、契約者への本サービスの提供の一時停止、本契約の解除、その他当社が必要と判断した措置を取ることができるものとする。

- (1) 法令に違反する行為、またはそのおそれがある行為
- (2) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれがある行為
- (3) 他の契約者、または利用者の利用を妨害する行為、またはそのおそれがある行為
- (4) 本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれがある行為
- (5) 本サービスを構成するハードウェア、またはソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為、その他設備等に支障を与える等の行為、またはそのおそれがある行為
- (6) 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリング、その他ソースコードを入手しようとする行為、またはそのおそれがある行為
- (7) 本サービスを構成するハードウェア、またはソフトウェアのプログラムに対し、複製、変更、改作する行為、またはそのおそれがある行為
- (8) 本サービスを構成するハードウェア、またはソフトウェアのプログラムの全部、または一部を、有償、無償を問わず第三者に譲渡し、もしくはその再利用権を設定し、または第三者に複製、使用させる行為、またはそのおそれがある行為
- (9) 本サービスにより利用する当社、または第三者が提供する情報を改ざん、または消去する行為、またはそのおそれがある行為
- (10) 他の契約者または利用者の ID 等を使用する行為、またはその入手を試みる行為、またはそのおそれがある行為
- (11) 本規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為、またはそのおそれがある行為
- (12) 他の契約者、または利用者のデータを閲覧、もしくは変更、改ざん、収集、提供する行為、ま

たはそのおそれがある行為

- (13) 当社、または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
  - (14) 当社、または第三者の財産を侵害し、または侵害するおそれのある行為、及び経済的損害を与える行為、またはそのおそれがある行為
  - (15) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、または掲載する行為、またはそのおそれがある行為
  - (16) 本サービス、本サービスの利用、本サービスへのアクセスについて、その一部、または全部を商業目的で利用（使用、再生、複製、複写、販売、再販売などの形態の如何を問わず。）する行為、またはそのおそれがある行為
  - (17) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれがある行為
  - (18) わいせつ、または児童ポルノ、児童虐待にあたる画像、文書等を送信、または掲載する行為またはそのおそれがある行為
  - (19) 当社、または第三者に対する脅迫的な行為、またはそのおそれがある行為
  - (20) 設置機器一式を移動、取り外し、変更、分解、損壊する行為、またはそのおそれがある行為
  - (21) 設置機器一式に他の機械や付加物を取り付ける行為、または通信の伝送交換に妨害を加える行為、またはそのおそれがある行為
  - (22) 前各号に掲げるほか、当社が不適当と判断した行為
2. 当社は、利用者がその故意、または過失により、当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとする。

## 第8章 雑則

### 第35条（利用規約の遵守）

利用者が本サービスを利用する場合、契約者は、利用者に対して、当社が定める本規約、及び重要事項説明書を遵守させる義務を負うものとする。

### 第36条（秘密保持）

契約者、及び当社は、本契約に関して知り得た相手方の秘密を、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に公表し、または漏洩してはならないものとする。

### 第37条（契約者の名称等の変更）

契約者は、その名称または、住所、もしくは所在地、及び連絡先が変更したときは、変更があった日から起算して10日以内に、当社指定の様式をもって、当社に通知するものとする。

2. 前項の場合において、契約者の名義変更または料金の請求先変更に係る手続き費用について、当社は契約者へ請求しないものとする。

#### 第38条（合意管轄）

契約者、当社間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とするものとする。

#### 第39条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

#### 第40条（反社会的勢力の排除）

契約者、及び当社は、次の各号に掲げる事項について相互に保証するものとする。

- (1) 自社、及び自社の取締役、監査役、従業員、その他自社と委任契約や雇用契約を締結しているすべての者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、またはこれらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと
  - (2) 反社会的勢力から、直接、間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資本、資金を導入し、資本、資金関係の構築を行っておらず、今後も行う予定がないこと
  - (3) 反社会的勢力に対して、直接、間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行っておらず、今後も行う予定がないこと
  - (4) 反社会的勢力が、直接、間接を問わず、自社の経営に関与していないこと
  - (5) 取引の相手方に対し、暴力的、または威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと
2. 契約者、及び当社は、相手方が前項の保証に反していると合理的に判断したときは、一方的な意思表示により本契約を解除することができるものとする。
3. 前項により本契約を解除した場合において、損害が生じたときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、解除の意思表示を受けた当事者は、本契約の解除により生じた損害について、相手方に対し、何らの請求をしないものとする。

#### 第41条（存続条項）

本契約において、継続して存続すると合理的に考えられる条項は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

#### 第42条（協議）

本契約に記載のない事項、及び記載された項目について疑義が生じた場合は、契約者と当社の二者間相互において、誠意をもって協議し、円滑に解決するものとする。

附則

制定	1.0 版	2023 年 5 月 29 日
	1.1 版	2023 年 10 月 2 日
	1.2 版	2023 年 10 月 10 日
	1.3 版	2023 年 11 月 1 日
	1.4 版	2024 年 10 月 1 日

【料金表】

1. 初期費用 (ID あたり)

プラン名	料金 (消費税を含む)
BizConecta (固定 IP1)	3,300 円
BizConecta (動的 IP)	0 円
BizConecta モア (固定 IP1)	3,300 円
契約変更	3,300 円
オプションサービス初期費用	1,100 円

2. 月額利用料 (ID あたり)

プラン名	料金 (消費税を含む)
BizConecta (固定 IP1)	11,000 円
BizConecta (動的 IP)	4,400 円
BizConecta モア (固定 IP1)	15,400 円

月額利用料 (オプションサービス)

プラン名	アドレス数	料金 (消費税を含む)
ビズメールアドレス追加	1	165 円
	2	275 円
	3~30	1 アドレスごとに加算/110 円

- (1) 月額利用料については、サービス開始日を含む利用月は無料、サービス終了日を含む終了月は 1 ヶ月分を請求する。
- (2) オプションサービスについては、BizConecta (固定 IP1)、BizConecta (動的 IP)、BizConecta モア (固定 IP1) のいずれかをご契約いただいた場合に限り提供することとする。

## BizConecta 重要事項説明書

本説明書では BizConecta サービス（以下、「本サービス」とします。）のご利用における諸条件、注意事項を案内するものです。内容について予めご理解いただきますようお願い致します。

### ■ 全てのご契約者に対する説明事項

1. インターネット（IPv6 IPoE）の利用には、別途 NTT 東西が提供する「フレッツ光ネクスト、フレッツ光ネクスト オフィスタ입、フレッツ光 ビジネスタ입」、または「フレッツ光ライト」、光コラボレーションモデルにより光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービス（以下、「光回線」とします。）、及び光回線の付加サービスである NTT 東西の「フレッツ・v6 オプション」、または光コラボレーション事業者が提供する同等機能の付加サービスの契約が必要であること。  
BizConecta モア（固定 IP1）については、上記の光回線に加え NTT 東西が提供する「フレッツ光クロス、フレッツ光クロス オフィスタ입」も対応。
2. インターネット（IPv6 IPoE）の利用にあたり、IPv6 アドレスを割り当てるため、NTT 東西から契約者、または光コラボレーション事業者へ通知される光回線のお客さま ID（CAF 番号）、及びアクセスキーが必要となること。
3. IPv6 アドレスを割り当てるため、②のお客さま情報が接続事業者（当社）経由で NTT 東西に提出されることに対し同意すること。
4. 割り当てられる IPv6 アドレスは、接続事業者（当社）が NTT 東西に払出したアドレス空間から、NTT 東西が NTT 東西の計画に基づいて、契約者の光回線 1 契約に対し 1 プレフィックスを割り当て、そのプレフィックス長は NTT 東西の UNI 仕様書に明記された通りとなること。
5. インターネット（IPv6 IPoE）の工事に際して、契約者が現在利用中の IPv6 アドレス（IPv6 PPPoE 接続にて割り当てられているものは除く）が変更となること。
6. NTT 東西における工事・障害、及び契約者の光回線に対する申し込み（設置場所住所変更、品目変更など）によって、割り当てられた IPv6 アドレスが変更される場合があること。
7. ⑤および⑥により IPv6 アドレスの変更があった場合、契約者が現在利用中の一部サービスに影響があり、端末機器等で IPv6 アドレスを再取得するために当該端末機器等を再起動等する必要があること。
8. フレッツサービスにおけるメンテナンス、故障等により一部サービスが停止する場合があること。
9. インターネット（IPv6 IPoE）の通信速度はベストエフォートであり、品質の保証は無く、通信速度は利用者の環境（パソコンの処理能力、ハブやルータ等利用機器の機能や処理能力、LAN ケーブルの規格、集合住宅の場合は当該建物内の伝送方式、電波の影響等）、回線の混雑状況、利用時間帯等に影響されること。
10. 迷惑メール送信を規制するため、OP25B（Outbound Port 25 Blocking）を実施していること

### ■ 代行申込機能：「フレッツ・v6 オプション」の代行申込に伴う説明事項

1. NTT 東西が提供する「フレッツ・v6 オプション」の申し込み手続について、契約者は当社へその申し込み

に関する代理権限を委任し、接続事業者（当社）経由で NTT 東西に申し込みを行うこと。

2. 「フレッツ・v6 オプション」の代行申し込みには NTT 東西から送付される光回線の開通案内に記載されたお客さま ID（CAF 番号）、及びアクセスキーが必要となり、これらの情報が接続事業者（当社）経由で NTT 東西に提出されることに同意すること。
3. 「フレッツ・v6 オプション」は NTT 東西が提供するサービスであり、当該サービスの利用契約に関する基本事項及び料金については NTT 東西の定める IP 通信網サービス契約約款に従うこと。
4. 「フレッツ・v6 オプション」のサービス概要、及び料金（初期費用・月額費用）について。
5. 当社が、契約者に代行して申し込んだ「フレッツ・v6 オプション」は申し込みの取消しはできず、「フレッツ・v6 オプション」のご利用開始後に別途解約手続きが必要になること。
6. 「フレッツ・v6 オプション」の開通に伴い、契約者へ開通案内が送付され、送付先は光回線の設置場所住所もしくは契約者住所であり、送付先氏名は光回線の契約者名になること。
7. 契約者が代行申し込みに先んじて 116 等の NTT 東西窓口に「フレッツ・v6 オプション」を申し込み、その申し込み手続きが完了している場合、代行での申し込みは受領されないこと。
8. 「フレッツ・v6 オプション」の工事に際して、契約者が現在利用中の IPv6 アドレス（IPv6 PPPoE 接続にて割当てられているものは除く。）が変更となること。
9. ⑧の IPv6 アドレス変更に伴い、契約者が現在利用中の一部サービスに影響があり、端末機器等で IPv6 アドレスを再取得するために当該端末機器等を再起動等する必要があること。
10. 「フレッツ・v6 オプション」の利用上の注意事項について、NTT 東西のホームページにて確認すること。

#### ■ IPv4 接続（固定 IP）についての説明事項

1. 本サービスでは、固定の IPv4 アドレスを 1 個提供します。
2. BizConecta（固定 IP1）の新設と同時に IPv4 接続（固定 IP）を利用する場合は、新設とセットで固定 IP アドレスの払出しを行います。
3. BizConecta（固定 IP1）を廃止した場合、IPv4 接続（固定 IP）は自動的に廃止されます。
4. NTT 東西からの IPv6 プレフィックス通知をトリガーに、IPv4 接続（固定 IP）の開通処理を行います。
5. 1 つの ID（IPv6 アドレス）に対して、固有の開通パラメータ（トンネル終端 IPv6 アドレス、CPE トンネル終端 IPv6 アドレス、グローバル IPv4 アドレス、ユーザ名、パスワード）を当社から割り当てます。契約者、及び利用者側で各パラメータの指定、変更はできません。
6. IPv4 アドレスは、当社の保有するアドレスブロックから割り当てます。アドレスの指定や持ち込みはできません。また、契約者都合による IP アドレスの変更もできません。
7. ID を廃止/新設した場合、IPv4 アドレスは変更されます。
8. NTT 東西提供エリアをまたいでフレッツ回線を移転（廃止/新設）する場合、IPv4 アドレスは変更されます。
9. 当社から通知した CPE トンネル終端 IPv6 アドレス以外では、IPv4 接続（固定 IP）を利用することはできません。
10. 開通パラメータのフォーマット、通知方法は変更する可能性があります。

11. アップデートサーバへの通信は、transix 網の IPv6 アドレスからのみ許可します。
12. アップデートサーバへの通信に CPE のダイナミック DNS クライアント機能（またはそれに類する機能）を利用する場合、本来のダイナミック DNS 機能（またはそれに類する機能）との併用ができなくなる可能性があります。
13. メンテナンス、故障等により一時的にアップデートサーバ機能の提供を制限、一時的に中止する場合があります。
14. アップデートサーバ利用時に、通知元の ID と異なる ID に割り当てられたユーザ名、パスワードを利用すると、利用された ID について通信断が発生する場合があります。通知パラメータの設定誤りによって契約者、または利用者の通信に影響があった場合、当社は責任を負いかねますので、予めご了承ください。
15. アップデートサーバ利用時に通知元の ID と異なる ID に割り当てられたユーザ名、パスワードを利用すると、アップデートサーバへの通知に失敗する場合があります。
16. IPv6 アドレスが変わることにより、本サービスを利用した通信に一時的な通信断が発生します。
17. 通信を復旧するためには、「CPE」および「当社トンネル終端装置」で新たな CPE トンネル終端 IPv6 アドレスを再設定する必要があります。
18. 「当社トンネル終端装置」は、NTT 東西から当社への IPv6 プレフィックス変更通知、または契約者、及び利用者からのアップデートサーバへの通知をトリガーに設定変更を行います。
19. 「当社トンネル終端装置」の設定変更には、NTT 東西から当社がプレフィックス変更通知が必要となり、プレフィックス変更通知が当社に届くまでの時間は NTT 東西に依存します。
20. アップデートサーバ機能をご利用いただくことで、CPE がアップデートサーバへ通知後、「当社トンネル終端装置」の設定変更を行います。CPE からのアップデートサーバへの通知時間は、CPE または CPE 配下端末に依存します。
21. NTT 東西提供エリア内でフレッツ回線を移転する場合、移転先の回線の新設をトリガーに「当社トンネル終端装置」の設定変更を実施します。設定変更後、移転元の回線で本サービスのご利用はできません。
22. 契約者、または利用者宅内に設置するルータ機器（以下、CPE）は、契約者または利用者にて手配、設定を実施いただきます。
23. 本サービス利用に関する CPE 側の動作については、当社は責任を負いかねますので、予めご了承ください。

#### ■IPv4 接続（DS-Lite）HGW タイプについての説明事項

1. IPv4 接続（DS-Lite）HGW タイプを利用する ID は、NTT 東西から契約者に配付されるルータ機器（以下、「HGW」とします。）が、当社が別途指定する機種であり、かつ対応ファームウェアがインストールされている必要があります。
2. 各 ID の IPv4 接続（DS-Lite）HGW タイプの利用申込みは、新設申込後もしくは利用中の ID に対してのみ申込みを受付けます。ID の新設と同時申込みはできません。
3. 各 ID の IPv4 接続（DS-Lite）HGW タイプの利用申込み時に契約者の HGW がフレッツ回線に未

接続、もしくは電源が入っていないなどの理由により、利用申込みがエラーとなる場合があります。

4. ID を廃止した場合、IPv4 接続（DS-Lite）HGW タイプは自動的に廃止されます。
5. 契約者、もしくは利用者が HGW へ行った操作、及び IPv4 接続（DS-Lite）HGW タイプ以外の HGW 機能の処理状況や不具合により、IPv4 接続（DS-Lite）HGW タイプによる通信が、一時的に中断する場合があります。

#### ■ BizConecta モア（固定 IP1）についての説明事項

1. BizConecta モア（固定 IP1）で提供するゾーンセパレートは、帯域を継続的かつ大量に占有する、または、そのおそれのある当社所定の通信について、当社が当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和する機能です。
2. BizConecta モア（固定 IP1）のお申込み時は、ゾーンセパレートを提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係る IP アドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を機械的及び自動的に取得することによって別に定める当社所定の通信を検知し、当該通信に割り当てる帯域を制御等することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。
3. ゾーンセパレートは全てのトラフィックを制御するものではなく、また当該通信以外の通信への影響がないことを保証するものではありません。
4. ゾーンセパレートで提供する機能は、当社が別に定めるアプリケーションに係る通信について、あらかじめ当社が当該通信を他の通信と区別するとの制御をすることにより、当該アプリケーションを円滑に利用することができる機能です。ただし輻輳が起こらないことを保証するものではありません。
5. 一部のお客様が多くの通信をされることにより、ネットワークの輻輳状態が継続することを避けるため、通信量を制限する場合があります。
6. メンテナンス等により通信が切断されることがあり、ネットワークへの接続を常時保障・確保するサービスではありません。

#### ■ ビズメールアドレス追加についての説明事項

1. メールアドレスは当社が指定する方法により割り当てます。
2. 契約者から申告があったときは、当社が指定する方法でメールアドレスの追加、変更、削除を行います。
3. 契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち 1 つ以上を有するものをいいます。以下同じとします。）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が採用するコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
4. 当社は当社が定めるセキュリティポリシーに則り、特定の宛先 IP アドレスへの送信を制限することがあります。
5. 3.4 項の電子メールの転送停止及び送信制限により、契約者の電子メールの利用に何らかの不利益が生ずる場合があっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

6. 電子メールの転送停止及び送信制限の解除については、当社の定める規定に則り、判断することとします。

以上